

政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化等に向けた議論を求める
意見書

政治資金収支報告書の不記載等の政治資金規正法違反が疑われる事案について連日報道がなされ、強制捜査が行われる事態にまで進展するなど、政治資金に対し、国民から厳しい批判や疑念を持たれる状況となっている。

そもそも、政治資金規正法は、「政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与すること」を目的とし、基本理念として「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」と規定する。

ついで、国におかれては、政治資金規正法の目的・基本理念に立ち返り、国民の疑惑を払拭し、民主政治の健全な発達に寄与することができるよう、政治資金規正法に基づく制度の厳格化と透明化に向けた改正や運用の明確化に向けた議論が進められるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久